

第7部

—資料編—

第1章 環境行政に係る年表

第1節 環境行政のあゆみ

昭 33.12	・「公共用水域の水質の保全に関する法律」公布 ・「工場排水等の規制に関する法律」公布
昭 37. 6	・「ばい煙の排出規制等に関する法律」公布 ・「埼玉県公害防止条例」公布
昭 42. 8	・「公害対策基本法」公布、施行
昭 43. 6	・「大気汚染防止法」、「騒音規制法」公布
昭 44.11	・「川越市あき地の環境保全に関する条例」公布(昭和 44 年 12 月 1 日施行)
5	・騒音規制法地域指定及び事務委任
昭 45. 1	・民生経済部衛生課公害係設置
6	・「公害紛争処理法」公布
7	・埼玉県南地域に初めて光化学スモッグ発生
12	・大谷川カドミウム汚染発生 ・新河岸川上流公害防止推進会(現新河岸川を守る会)発足 ・第 64 回臨時国会(公害国会) ・公害対策基本法の一部改正を含む公害関係 14 法の制定・改正
昭 46. 6	・「悪臭防止法」公布 ・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布
7	・環境庁(現環境省)発足 ・経済部公害課設置
昭 47. 5	・川越市公衆衛生協議会設置
6	・高階中学校生徒 光化学スモッグにより 123 名被害 ・国連人間環境会議開催(ストックホルム)
昭 48.12	・川越市公害防止担当者連絡協議会設置
昭 49. 3	・「埼玉県自然環境保全条例」公布(昭和 49 年 7 月 1 日施行)
4	・組織改正により、環境衛生部公害課設置
10	・入間川シアン流出事故発生
12	・入間川重油流出事故発生
昭 50. 4	・埼玉県水質自動監視室設置(入間川)
7	・光化学スモッグ史上最高濃度(0.33ppm)を記録し被害者発生
昭 51. 4	・霞ヶ関小畔川をきれいにする会発足
昭 52. 4	・「川越市緑化推進要綱」制定
昭 53. 4	・川越市緑化推進モデル地区設置制度開始
昭 54. 3	・「ふるさと埼玉の緑を守る条例」公布(昭和 54 年 10 月 1 日施行)
昭 56. 4	・公害課に水質分析センター設置 ・「川越市アメリカシロヒトリ防除実施対策推進要綱」制定
12	・「埼玉県公害防止条例」一部改正(深夜営業騒音の規制について)
昭 58. 4	・組織改正により、環境部公害課設置 ・苗木配布事業開始
5	・クリーン川越市民運動推進協議会設置

昭 59. 4	・大気汚染防止法第 31 条に基づく政令市となる
7	・埼玉県公害防止条例施行規則が改正され大気関係の権限が一部委任される
8	・有機シアン化合物飛散事故発生
11	・市内全域地下水汚染調査
昭 60. 3	・「川越市快適な環境計画」策定
4	・「川越市民の森指定要綱」制定
昭 62. 4	・水質汚濁防止法第 28 条に基づく政令市となる
5	・埼玉県公害防止条例の水質に係る事務を委任される
昭 63. 4	・不老川を守る会発足 ・入間川シアン流出事故発生
5	・川越市公害対策審議会から「シアン等有害物質取扱事業所に対する事故防止対策上の施設の構造等に係る法令の整備について」建議
6	・同建議に基づき県知事に要望書提出
平元. 7	・組織改正により、公害課から環境管理課となる
平 2. 3	・大気汚染常時監視測定局 4 局整備、テレメータ化完了 ・「川越市緑の基金条例」公布(平成 2 年 4 月 1 日施行)
6	・環境情報管理システム導入
8	・小畔川を守る会発足
平 3. 8	・不老川流域が生活排水対策重点地域に指定される ・「土壌汚染に係る環境基準」告示
12	・埼玉県「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」公布(排水基準改正)(平成 4 年 4 月 1 日施行)
平 4. 3	・「不老川生活排水対策推進計画」策定
6	・地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催(リオデジャネイロ) ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布(平成 5 年 12 月完全施行)
10	・環境フェア開催(西部環境管理事務所及び川越市の共催)
12	・川越市廃棄物減量等推進審議会設置
平 5.10	・電気自動車(愛称「そよかぜ」)導入
11	・「環境基本法」公布、施行
平 6. 1	・川越市民環境意識調査実施
4	・組織改正により、環境管理課から環境保全課、環境整備課から資源対策課となる ・「川越市生活排水対策指導員要綱」制定
8	・川越市環境審議会設置
12	・「埼玉県環境基本条例」公布(平成 7 年 4 月 1 日施行) ・「埼玉県環境影響評価条例」公布 ・国「環境基本計画」策定
平 7. 4	・「悪臭防止法」一部改正(臭気指数導入)

	(平成8年4月1日施行)
6	・こどもエコクラブ発足
平8.2	・かわごえ環境フォーラム'96開催(川越市・川越環境保全連絡協議会・川越の環境をよくする会共催)
3	・「埼玉県環境基本計画」策定 ・「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」策定
	・彩の国さいたま環境推進協議会発足
4	・1%節電運動開始
5	・「大気汚染防止法」一部改正(平成9年4月1日施行)(有害大気汚染物質アスベスト関係の規定について)
	・「水質汚濁防止法」一部改正(平成9年4月1日施行)(汚染された地下水の浄化制度の導入、油に係る事故時の措置の追加)
7	・「川越の時の鐘」が、残したい日本の音風景100選(環境省)に選定される
9	・かわごえ環境フォーラム'96Ⅱ開催(川越市環境審議会主催)
平9.2	・大気汚染に係る環境基準項目追加(ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン)
3	・「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」告示
4	・「川越市環境基本計画素案」公表 ・生け垣設置補助金制度開始 ・有害大気汚染物質モニタリング開始 ・川越測定局、県より移管
6	・アースミュージカル「地球の秘密坪田愛華物語」開催
7	・川越市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始 ・エコ・カジュアルマンス(節電推進月間)の取組開始
平10.1	・天然ガス自動車導入 ・エコスタア・エコオフィス認定制度開始
3	・「川越市環境基本計画」策定 ・「川越市緑の基本計画」策定 ・庁舎屋上に太陽光発電システム設置、以降公共施設へ積極的に導入 ・電気自転車「スマイル号」20台導入
7	・節電(省エネ)・新エネルギー自治体サミット開催 ・「川越市環境配慮指針(市民編・事業編)」制定
10	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布(平成11年4月施行)
12	・「埼玉県公害防止条例」一部改正(小型焼却炉の規制)(平成11年4月施行)
平11.2	・「川越市環境にやさしい率先実行計画(資源の有効利用および省エネルギー・新エネルギー編)」策定 ・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準健康項目の追加(硝酸性及び亜硝酸

	酸性窒素、フッ素、ほう素)
	・埼玉県 ISO14001 認証取得
4	・組織改正により、資源対策課から環境政策課となり、公園緑地課のみどりの係と環境保全課の管理係が環境政策課内に設置される
	・1%節電プラス1(ワン)運動へステップアップ
5	・「川越市環境にやさしい率先実行計画(公共事業における環境配慮編)」策定
7	・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」公布 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」公布(平成12年1月施行)(ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするための必要な基準等を制定)
11	・川越市 ISO14001 認証取得
平12.2	・「川越市市民花壇要綱」制定
3	・「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」公布(平成12年12月1日施行)
4	・「地域新エネルギー導入促進対策費補助金(NEDO)」申請(平成12~15年度/63施設/498kw)
5	・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布
7	・みんなで育てる緑のパートナー制度開始
8	・かわごえ環境ネット発足
12	・国「環境基本計画」策定
平13.1	・環境省発足 ・川越市民環境意識調査実施
3	・埼玉県「第二次環境基本計画」策定
4	・アダプト・プログラム開始
5	・緑の募金(家庭募金)事業開始
6	・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の改正法である「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布(平成14年10月完全施行) ・ブレ・エコ・カジュアルマンスの取組開始 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布(平成13年7月15日施行)
7	・「川越市環境にやさしい率先実行計画(改定版)～地球温暖化対策実行計画～(エコオフィス編)」策定(川越地区消防組合も別に策定)
10	・「埼玉県生活環境保全条例」公布(公害防止条例の全部改正)(平成14年4月施行) ・第5回音風景保全全国大会開催
11	・「川越の菓子屋横丁」が、かわり風景100選(環境省)に選定される
平14.3	・庁舎電力監視システム導入 ・埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に

	関する指針」制定
5	・「土壌汚染対策法」公布(平成 15 年 2 月施行)
6	・「川越市市民花壇要綱」を「川越市市民花壇指定要綱」に改正(平成 14 年 7 月 1 日施行)
8	・持続可能な開発に関する世界首脳会議開催(ヨハネスブルグ)
10	・エネルギー体験館開催
11	・ISO14001 の更新と適用範囲の拡大
12	・「かわごえの巨樹・古木・名木めぐり」発刊
	・「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」公布(平成 15 年 4 月 1 日施行)
平 15. 2	・土壌汚染対策法第 37 条に基づく政令市となる
4	・中核市移行に伴う組織改正により、環境部に環境政策課・環境保全課・産業廃棄物指導課・環境業務課・新清掃センター建設事務所の 4 課 1 事務所を設置
	・エコチャレンジスクール認定事業開始(教育研究所)
	・「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正
	・「川越市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」制定(平成 15 年 4 月 16 日施行)
6	・エコチャレンジファミリー認定事業開始
7	・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布(平成 16 年 10 月 1 日完全施行)
12	・行政代執行により硫酸ピッチを撤去
平 16. 4	・地域環境美化活動支援制度開始
	・不適正処理等監視員制度開始
5	・「大気汚染防止法」一部改正(平成 18 年 4 月 1 日施行)(揮発性有機化合物の規制について)
6	・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」公布(平成 17 年 4 月 1 日施行)
	・景観緑三法(「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」)公布
	・「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」により改正された「都市緑地法」公布(平成 16 年 12 月 17 日施行)
9	・エコチャレンジイベント認定事業開始
11	・くぬぎ山地区自然再生協議会発足
12	・「かわごえの巨樹・古木・名木めぐり」(第 2 版)発刊
平 17. 2	・「京都議定書」発効
	・「川越市環境にやさしい率先実行計画(改定版)～地球温暖化対策実行計画～(エコオ

	フィス編)改訂
3	・「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に改正(平成 17 年 10 月 1 日施行)
	・川越グリーンマップ発行
4	・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布(平成 17 年 6 月 1 日施行)
7	・川越小学校(校舎南面)壁面緑化モデル事業実施
11	・ISO14001 の更新と 2004 年版規格への移行
12	・エコ・重ね着マンス(節電推進月間)の取組開始
平 18. 2	・「大気汚染防止法」改正(平成 18 年 10 月 1 日施行)
4	・国「第三次環境基本計画」策定
6	・「川越市屋上緑化等補助金交付要綱」制定(平成 18 年 10 月 1 日施行)
9	・「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」公布(平成 18 年 9 月 25 日施行)
12	・「川越市路上喫煙の防止に関する条例」公布(平成 19 年 4 月 1 日施行)
平 19. 2	・「エコチャレンジカンパニーの広場」創設
3	・「第二次川越市環境基本計画」策定
	・「第二次川越市環境にやさしい率先実行計画」策定
	・「第二次不老川生活排水対策推進計画」策定
	・埼玉県「第三次環境基本計画」策定
4	・アダプトプログラムと地域環境美化活動支援制度を統合し、環境美化活動支援制度として開始
	・組織改正により、環境業務課から資源循環推進課、環境施設課となる
12	・「川越市地球温暖化対策条例」公布(平成 19 年 12 月 19 日施行)
平 20. 1	・川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ 21」策定
3	・「川越市緑の基本計画」改定
6	・「生物多様性基本法」公布、施行
11	・ISO14001 の更新
平 21. 2	・エコドライブ推進事業開始
	・市民向けエコドライブ教習会開催
3	・「川越市地球温暖化対策地域推進計画」策定
	・「川越市環境にやさしい率先実行計画(公共事業における環境配慮編)」を改訂し、「公共工事における環境配慮指針」を策定
	・「埼玉県地球温暖化対策条例」公布(平成 21 年 4 月 1 日施行)
4	・「川越市保存樹林等の指定等に関する要綱」制定(平成 21 年 4 月 1 日施行)
6	・「新エネ百選」に選定される(経済産業省・NEDO)

8	・住宅用太陽熱利用機器設置費補助事業開始
平 22. 2	・「環境みらい都市」に選定される(埼玉県)
4	・組織改正により、清掃事業所から収集管理課、資源化センターの設置、東清掃センターとリサイクルセンターが東清掃センターに統合される
5	・「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」一部改正(未記録者等に対する罰則の創設)(平成 23 年 4 月 1 日施行)
平 23. 3	・ISO14001 認証返上
6	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布(平成 24 年 10 月 1 日施行)
	・「水質汚濁防止法」一部改正(地下水汚染未然防止)(平成 24 年 6 月 1 日施行)
平 24. 2	・「環境基本法」に基づく水域の類型指定(不老川が E から C に変更)
4	・国「第四次環境基本計画」策定
6	・「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
平 25. 3	・「環境基本法」に基づく水域の類型指定(新河岸川が D から C に変更)
	・「埼玉県微小粒子状物質に係る注意喚起要綱」制定(早朝予測)(平成 25 年 3 月 1 日から実施)
	・「第二次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定
4	・組織改正により、環境保全課から環境対策課となる
6	・「大気汚染防止法」一部改正(石綿関係)(平成 26 年 6 月 1 日施行)
11	・「埼玉県微小粒子状物質に係る注意喚起要綱」一部改正(午後予測)(平成 25 年 11 月 29 日から実施)
12	・「埼玉県生活環境保全条例規則」一部改正(特定化学物質 5 物質追加)(平成 26 年 4 月 1 日から実施)
平 26. 3	・「埼玉県微小粒子状物質に係る注意喚起要綱」一部改正(夕方予測)(平成 26 年 3 月 20 日から実施)
5	・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」公布(平成 27 年 5 月施行)
10	・「埼玉県微小粒子状物質に係る注意喚起要綱」一部改正(発令判断地域細分化)(平成 26 年 10 月 29 日から実施)
平 27. 3	・「川越市みどりの補助金交付要綱」制定(平成 27 年 4 月 1 日施行)
4	・「埼玉県微小粒子状物質に係る注意喚起要綱」一部改正(発令判断地基準変更)(平成 27 年 4 月 20 日から実施)
6	・「大気汚染防止法」一部改正(水銀関係)(平成 30 年 4 月 1 日施行)

平 28. 2	・「水銀に関する水俣条約」締結(平成 29 年 8 月 16 日発効)
3	・「第三次川越市環境基本計画及び川越市緑の基本計画(平成 28 年 3 月改定版)」策定
	・「かわごえの巨樹・古木・名木めぐり」(第 3 版)発刊
	・「第四次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
平 28. 4	・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、家庭用蓄電池設置費補助事業開始
平 29. 3	・「第三次不老川生活排水対策推進計画」策定
平 30. 3	・「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」改定
4	・国「第五次環境基本計画」策定
6	・気候変動適応法(平成 30 年 12 月 1 日施行)
令 2. 6	・「大気汚染防止法」一部改正(石綿関係)(令和 3 年 4 月 1 日施行、一部令和 4 年 4 月 1 日・令和 5 年 10 月 1 日施行)
令 3. 3	・「第五次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
4	・「川越市グリーン購入基本方針」および「川越市グリーン購入ガイドライン」を策定
5	・「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明
令 4. 3	・埼玉県「第五次環境基本計画」策定
令 6. 3	・「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」改定
4	・「川越 Biz」の取組開始
5	・「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」(再資源化事業等高度化法)(一部令和 7 年 2 月 1 日施行)
6	・国「第六次環境基本計画」策定
6	・「指定暑熱避難施設(川越ひと涼み処)」指定事業の開始
7	・埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(ヤード条例)(令和 7 年 1 月 1 日施行)
12	・「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」廃止(令和 7 年 5 月 26 日施行)

第2節 清掃事業のあゆみ

昭 30.	・ごみ収集にトラック使用(4トン車1台)
昭 31.	・し尿処理にトラック及び三輪車使用
昭 33.	・三芳村北永本地区投入処理場(～36)
昭 33.3	・し尿処理場建設委員会設置
7	・ごみ焼却場竣工(20トン炉 鹿飼)
昭 37.	・下広谷地区投入処理場(～38)
	・ごみ収集にバッカー車使用
	・ポリバケツによるごみ収集開始
11	・週2回ごみ収集モデル事業開始(三久保町)
昭 38.6	・週2回ごみ定時収集開始
昭 39.4	・大野原地区、東本宿地区投入処理場
昭 39.12	・滝ノ下終末処理場竣工(し尿 65 kℓ/日)
昭 40.	・し尿処理にローリー車使用
昭 41.	・ビニール袋による収集モデル事業開始(大東、名細、霞ヶ関地区)
昭 41.3	・ごみ焼却場増設工事竣工(10トン炉)
昭 42.5	・ごみ収集一部委託
昭 43.	・ごみ袋によるごみ収集開始
昭 44.	・リヤカーによる汲み取り作業廃止
昭 44.1	・し尿前処理施設竣工
昭 45.12	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布(昭和46年9月施行)
昭 46.5	・新焼却炉竣工(50トン炉)
昭 47.4	・ごみ処理手数料一部有料化(自己搬入ごみ)
昭 48.4	・月2回危険物(不燃ごみ)収集開始
	・危険物(不燃ごみ)収集を委託
昭 49.	・可燃ごみ収集を直営と委託で収集
昭 49.12	・し尿処理施設(湿式酸化処理方式)竣工(1系工事 70 kℓ/日)
昭 53.2	・し尿処理施設(湿式酸化処理方式)竣工(2系工事 70 kℓ/日)
昭 53.9	・西清掃センター焼却施設(150トン/24h×2炉)、粗大ごみ処理施設(50トン/5h)竣工
昭 55.3	・環境衛生センター(低希釈二段活性汚泥法)竣工(し尿 105 kℓ/日 浄化槽汚泥 45 kℓ/日)
12	・西清掃センター焼却施設排ガス処理設備増設
昭 56.3	・西清掃センター不燃物前処理施設増設
昭 58.10	・粗大ごみ各戸収集開始(有料収集)
昭 59.4	・年6回有害ごみ(水銀含有ごみ)収集開始
9	・滝ノ下終末処理場し尿処理施設三次処理設備竣工
昭 61.11	・東清掃センター焼却施設竣工(70トン/24h×2炉)
昭 63.9	・乾電池保管袋による有害ごみ収集開始
平元.2	・埼玉県環境整備センターへ一部委託
3	・小畔の里クリーンセンター埋立処分場竣工
4	・同処分場埋立開始
平 2.4	・月2回資源ごみ(びん・かん)収集開始
平 3.1	・西清掃センター不燃物前処理施設増設
4	・「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布(平成3年10月施行)

平 4.4	・紙類収集モデル事業開始(9自治会)
平 5.3	・リサイクルセンター不燃物処理施設竣工(60トン/5h)
平 6.2	・フロンガス回収開始(西清掃センター・リサイクルセンター)
平 7.4	・ペットボトル分別収集開始
6	・「川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」公布(平成7年10月施行)
	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布(平成7年12月施行)
10	・家庭ごみの半透明袋のモデル地区開始(13自治会)
平 8.4	・紙類収集全市開始
10	・家庭ごみの半透明袋本格実施開始
11	・「川越市一般廃棄物処理基本計画」策定
平 9.3	・埼玉県「廃棄物焼却炉のばい煙排出規制に関する指導指針」制定(平成9年7月施行)
4	・ペットボトル・カレット類の容器包装リサイクル法に基づく再商品化事業開始
平 10.6	・「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布(平成13年4月本格施行)
平 11.4	・「川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例」公布、施行
5	・小畔の里クリーンセンター鉛直遮水工事
平 12.3	・天然ガスパッカー車新規導入
	・東清掃センター飛灰処理施設竣工
5	・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布(平成12年11月施行)
6	・「循環型社会形成推進基本法」公布、施行
	・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布(平成13年5月施行)
	・布類拠点回収モデル事業実施
平 13.3	・西清掃センターその他プラスチック製容器包装選別圧縮梱包施設竣工(4.9トン/5h)
	・「川越市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」策定
4	・その他プラスチック製容器包装の収集開始(霞ヶ関、名細、川鶴支会)
	・布類の拠点回収事業実施
6	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布、施行
平 14.3	・西清掃センター排ガス高度処理施設竣工
4	・焼却灰再資源化業務委託開始
7	・「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布(平成16年7月1日一部施行、平成17年1月1日全部施行)
平 15.4	・その他プラスチック製容器包装収集範囲拡大(霞ヶ関北、本庁管内の一部)
平 16.2	・東清掃センター排ガス高度処理施設竣工
10	・その他プラスチック製容器包装収集 全市拡

	<ul style="list-style-type: none"> 大・一部委託開始 ・その他プラスチック製容器包装中間処理業務一部委託開始 ・ふれあい収集開始
平 17. 3	・「川越市一般廃棄物処理基本計画(第二次改訂版)」策定
平 18. 2	・「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」により「廃棄物処理法」改正(平成 18 年 8 月 9 日施行)
平 19. 3	・「川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例」公布(平成 19 年 7 月 1 日施行)
平 20. 3	・滝ノ下終末処理場し尿処理施設廃止
平 21. 4	・直営による汲み取り収集廃止
平 22. 2	・委託による汲み取り収集開始
平 22. 2	・環境衛生センター2次処理水の下水道放流開始
3	・西清掃センター休止
4	・川越市資源化センター(熱回収施設、リサイクル施設、草木類資源化施設)本稼働開始
平 22. 5	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正(産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化等)(平成 23 年 4 月 1 日施行)
平 23. 3	・「川越市一般廃棄物処理基本計画」改定
12	・小型家電類ピックアップ回収実施(東清掃センター、資源化センター)
平 24. 6	・小型家電の拠点回収事業実施
8	・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布(平成 25 年 4 月 1 日施行)
平 26. 6	・「川越市廃棄物処理施設専門委員会条例」公布(平成 26 年 6 月 25 日施行)
平 28. 3	・「川越市一般廃棄物処理基本計画」改定
5	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」改正(平成 28 年 8 月 1 日施行)
平 29. 6	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正(有害使用済機器の保管等に関する届出等)(平成 30 年 4 月 1 日施行)
平 31. 3	・西清掃センター廃止
4	・4 週に1回布類の収集開始
令元. 5	・「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」公布(同年 10 月施行)
令 2. 1	・民間事業者による家庭用パソコンの宅配回収開始
令 3. 6	・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」公布(令和 4 年 4 月施行)
令 4. 3	・「川越市一般廃棄物処理基本計画」改定

第2章 環境用語の解説

第1節 環境一般

● ISO14001

国際標準化機構(ISO)が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み(環境マネジメントシステム)」の国際規格のことです。

● アメニティー

通常「快適さ」あるいは「感じのよさ」と訳され、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいいます。

● エコアクション21

環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度です。エコアクション21は、環境に配慮した経営に取り組む企業に対し「認証」を与えるだけでなく、業務改善や従業員教育、SDGs(持続可能な開発目標)への対応、環境コミュニケーションの取組などを支援・促進し、一連の取組により経営体質の強化につなげる「企業価値向上ツール」としての使命も担っています。

● エコドライブ

自動車の発進、巡行、減速、停止時に誰でも実施できる方法により、燃費の向上とCO₂排出量の削減を図る地球環境にやさしいエコな自動車の運転をいいます。

● エコマーク

エコマーク事業は(財)日本環境協会が実施している事業で、1989年(平成元年)にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいうことを目的としています。

● エコロジー

「生物とその環境との関係を調べる学問」といった意味で、人間を含んだ動植物の生存とそれを支配する地形・土壌・海洋・気象などのあらゆる自然環境との関連を、その構造や変遷や機能などの面から調べる学問を指します。

● 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間の活動により上昇し、温室効果が加速されています。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆のF₃Nの計7種類を削減対象の温室効果ガスと定めています。

● カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするというものです。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

● 環境影響評価(環境アセスメント)

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことをいいます。

● 環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律です。平成5年11月19日に公布、施行されました。

● 環境教育・環境学習

国民や事業者が、人と環境との関わりなどについて理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲を増進するため、環境教育・環境学習の推進が現在重要になってきています。特に次世代を担うことに対しては、人間と環境の関わりについての関心と理解を深めることが重要となっています。

● 京都議定書

1997年、京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された議定書で、2005年2月に発効しました。先進国等に対し、温室効果ガスを1990年比で、2008年～2012年に一定数値(日本6%、EU8%等)削減することが義務づけられ、日本はこの目標を達成しています。

● グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを調達する際は、調達の必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶとともに、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達する取組のことをいいます。

● 公害

人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいいます。

● こどもエコクラブ

次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に身近な環境や地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援することを目的として、平成7年6月5日(環境の日)に環境省(当時は環境庁)により設立されました。

● 再生可能エネルギー

バイオマス、太陽熱、雪氷熱、地熱、風力・水力・太陽光発電などをいいます。

● 生物多様性

生態系や地球全体に多様な生き物が存在していることをいいます。

● 太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に変換する発電方法をいいます。

● 太陽熱利用機器

太陽の熱を利用して水を温め、貯湯し給湯する蓄熱式の給湯器のことをいいます。温水器(貯湯槽と集熱器が一体型)やソーラーシステム(貯湯槽と集熱器が分離型)などがあります。

● 地球温暖化

人間活動の拡大に伴い、大気中の二酸化炭素やメタン等の濃度が上昇して温室効果が強まり、その結果世界平均気温が上昇し、人類や生態系がその基盤をおいている気候が変動することをいいます。

● 地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模の環境問題で、地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次の9つの問題です。

①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥海洋汚染、⑦開発途上国の公害、⑧野生生物種の減少、⑨有害廃棄物の越境移動。

それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っています。

● パリ協定

2015年にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択され2016年11月に発効しました。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

第2節 大気・水質・化学物質

● アルキル水銀(R-Hg)

水銀にある種の有機化合物が結合したもので、無色か白色の結晶を有し、猛毒性の物質です。結合するアルキル基の種類によりメチル水銀、エチル水銀、プロピル水銀などと呼ばれています。メチル水銀、エチル水銀は、水俣病の原因物質として知られています。中毒症状は、知覚、聴覚、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺などの中樞神経障害を起し死亡する場合があります。

● アンモニア性窒素(NH₄⁺-N)

アンモニウム化合物を窒素量で表した場合の表示法です。アンモニウム化合物は蛋白質、尿素等の窒素含有有機物の分解により生成されます。

● 硫黄酸化物(SO_x)

硫黄と酸素が化合してできる物質の総称で、SO₂と略称されます。二酸化硫黄(SO₂)の他、三酸化硫黄(SO₃)などが含まれます。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃焼中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり、排出ガスに含まれて排出され、大気汚染の原因となります。

● 1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)

無色から淡黄色の重い液体で、極めて不安定な物質です。特に酸素と接触すると過酸化水素をつくったり、加熱や衝撃によって爆発することがあるので、水中に保管する必要があります。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが分解すると生成されます。

● 1,1,1-トリクロロエタン

無色透明の不燃性液体で、芳香臭がします。金属の洗浄等に用いられていますが、大気中に放出されるとオゾン層破壊の原因となるため注意が必要です。

● 1,1,2-トリクロロエタン

無色の液体で揮発性です。溶剤や1,1-ジクロロエチレンの原料として用いられています。

● 1,2-ジクロロエタン

無色透明の油状液体で揮発性です。樹脂などの原料、溶剤、洗浄剤などに使われています。

● 1,3-ジクロロプロペン

水より重い淡黄色の液体で、土壌のくん蒸剤、殺虫剤として使われています。

● 1,4-ジオキサン

常温で無色透明の液体で揮発性です。水に溶けやすく有機溶剤として広く用いられています。大気中では化学反応により分解されますが、水中では分解されにくいです。

● 一酸化炭素(CO)

物の不完全燃焼により発生します。主に自動車から排出するといわれています。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼします。また、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

● SS(浮遊物質)

粒径2mm以下の不溶性の懸濁物質で、SSが多くなると水が濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害したり、魚類の呼吸に悪影響を及ぼしたりします。

● オゾン層

地球のオゾンの大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。オゾン層は太陽光線に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っています。しかし、このオゾンが近年フロンやハロン等の人工の化学物質によって破壊されています。

● 汚濁指数法

PantleとBuck(1955)により考案された方法で、ザプロビ指数法とも呼ばれています。汚濁階級指数の既知の種の固体数(h)と汚濁階級指数(s)を用いて汚濁指数(x)を次式から算出します。

$$X = \sum (s \times h) \sum h$$

s	水質階級
1	Qs 貧腐水性水域
2	β m β 一中腐水性水域
3	α m α 一中腐水性水域
4	Ps 強腐水性水域

h	底生生物	付着藻類
1	1 個体	10 未満
2	2~9 個体	10 以上 100 未満
3	10 個体以上	100 以上

汚濁指数と水質階級の対応

汚濁指数	水質階級
1.0~1.5	Qs 貧腐水性水域
1.6~2.5	β m β 一中腐水性水域
2.6~3.5	α m α 一中腐水性水域
3.6~4.0	Ps 強腐水性水域

● カドミウム(Cd)

銀白色の軟らかい金属で「イタイイタイ病」の原因物質として知られています。人体に入ると肝臓等の機能低下を起し、多量に長期間摂取すると、骨、肺、胃腸、腎臓等の機能低下を起します。

● クロム(Cr)、六価クロム(Cr⁶⁺)

銀白色の光沢のある金属で、固くてもろく、空気及び湿気に対し極めて安定しています。日用品、装飾品を始めとして広くメッキに利用されています。クロム化合物中、三価クロムは比較的低毒性ですが、六価クロムは皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られています。クロムイオンを含む水の摂取が続くと肝臓、腎臓、心臓への蓄積が起ります。また、多量に摂取すると、嘔吐、腹痛、けいれん等を起し、死に至る場合もあります。

● 光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起し発生する汚染物質で、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)を主成分とし、光化学スモッグの原因となります。高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も見られます。

● 光化学スモッグ

大気中の光化学オキシダントの濃度が上昇し、もやがかかったように見える状態を光化学スモッグと呼んでいます。息苦しい、のどが痛くなる、目がチカチカするといった症状を引き起こします。

● 公共用水域

河川、湖沼、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路(公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有するものを除く)のことで、港湾、沿岸海域も含まれますが、本市にはありません。

● コプラナーPCB

理論的に 209 種類あるPCBのうち、構造が偏平構造であるもの十数種類をコプラナーPCBと呼んでいます。このうち、ダイオキシン類として毒性があるのは12種類です。

● Kolkwitz法

Kolkwitz(1908)により考案された方法で、個体数にかかわらず、全種の水質階級から最も多くの種の含まれている階級をもって判定結果とします。

● 酸性雨

工場等から排出されるばい煙や自動車の排気ガス中に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で化学反応を起し、硫酸塩や硝酸塩等となり雨水中に取り込まれることによって生成したものであり、森林の衰退、土壌・湖沼の酸性化などの問題が海外において懸念されています。

● シアン(CN)

無色有害な気体で特有な臭気を持ちます。青酸カリ等で知られ、体内に入ると呼吸困難を起し死に至らしめます。経口致死量は、LD₅₀(半数致死量)で60~120mg/人といわれています。

● COD(化学的酸素要求量)

酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素の量を測定し、mg/lで表示したものでCOD値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示します。

● 四塩化炭素

無色で、特異な臭いを持つ液体です。フロンガスの製造、溶剤、機械洗浄剤などに用いられていますが、吸収すると肝障害や腎障害を起すおそれがあります。また、オゾン層破壊の原因物質として知られています。

● ジクロロメタン(塩化メチレン)

甘い臭いのする無色透明の液体です。溶剤、ウレタン発泡助剤、エアゾル噴射剤等に使用されていますが、高濃度で吸収すると麻酔作用があります。また、発がん性もあるとされています。

● シス-1, 2-ジクロロエチレン

無色透明の液体で、水に溶けにくく、芳香臭がします。溶剤や、香水の製造に使われています。

● 自動車排出ガス

汚染成分として、一酸化炭素、炭酸ガス、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有しています。燃焼の種類、または運転状態により発生ガスの成分が異なります。

● シマジン

白色結晶で、自然環境中で比較的安定しており、地下浸透の可能性がります。農薬(除草剤)として使用されています。

● 重金属

比重が4.0より大きな金属の総称で、有害なものが多く、大気汚染物質として空気中に含まれる金属は、鉄、銅、亜鉛、ニッケル、マンガン、鉛、水銀、バナジウム等があります。呼吸器や消化器から血液中に吸収され、長時間多量に摂取した場合は、その金属に親和性の高い内臓諸器官や中枢神経に蓄積され、特有の被害を起こします。

● 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(NO₃-N・NO₂-N)

硝酸塩、亜硝酸塩の主要な供給源は有機性窒素で、土壌、水中の好気的な細菌によって分解されたものです。硝酸塩の主要な用途は無機窒素肥料で、他に食品の防腐剤などに用いられています。亜硝酸ナトリウムは食品添加物として、ハム、いくら、すじこなどの発色剤に使用されています。亜硝酸性窒素の高濃度摂取は、メトヘモグロビン血症(生後6ヶ月未満の乳児)を起こします。

● 生物学的水質判定

河川には、バクテリア、藻類、底生生物、魚類など様々な種類の生物が生息しています。そして河川の水質によってそこに生息する生物相が大きく異なることが知られています。したがって、あらかじめ河川の汚濁の程度と生物相との関係を明らかにしておけば、水中の生物相を調べることによって、水質汚濁の程度を推定することができます。これを生物学的水質判定といいます。

● 生物指数

生物調査により確認された生物を、汚濁に耐えられない種[非耐汚濁性種](A)と、汚染に耐えられる種[耐汚濁性種](B)との2群に分けた2A(種数)+B(種数)で表される値をいいます。

● 生物指数と水質階級

生物指数(B. I)	水質階級	汚濁の度合
0~5	Ps 強腐水性水域	極めて汚い
6~10	α m α-中腐水性水域	かなり汚い
11~19	β m β-中腐水性水域	やや汚い
20以上	Qs 貧水性水域	清冽

● セレン及びその化合物

セレンは灰色の光沢のある固体で、多くの金属や非金属元素とセレン化合物をつくります。半導体のほか、ガラスの着色剤やゴム添加物等、様々な用途があります。セレン自体の毒性は弱いものですが、二酸化セレンで視力障害や皮膚の潰瘍が生じ、セレン化水素で吐き気やめまいなどの人体影響があります。

● 総水銀(T-Hg)

水銀化合物には、有機水銀と無機水銀があり、これを合わせたものを総水銀といいます。無機水銀は、環境中で有機水

銀化するといわれ、総水銀としての汚染状況を示す基準としています。

● ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD、75種類)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF、135種類)及び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、十数種類)を総称してダイオキシン類と呼びます。人間を含む生物は大気や食物を通じて微量ながら摂取し続けています。体内では特に脂肪組織にたまり、催奇性や発がん性、免疫毒性があるといわれています。

● 大腸菌群数

最確数による定量法で100ml中の群数をいいます。腸内細菌に属するグループで、幾種類かのものの総称であり、中には病原性のもので非病原性ものがあります。大腸菌群が検出されるということは、人畜のし尿が混入している疑いがあります。

● 炭化水素(HC)

炭素と水素から成り立っている化合物の総称のことで、完全に酸化すれば水と炭酸ガスになります。光化学スモッグの原因物質の一つであり、自動車排出ガス中の不完全燃料等によって発生するものがかなり多いとされています。

● チウラム

白色結晶で水には溶けにくく、土壌吸着性が高いという性質があります。主に、農薬(殺菌剤)として使用されています。

● チオベンカルブ

無色から淡黄色の液体で、農薬(除草剤)として使われていますが、水に溶けにくく、土壌に吸着しやすいのが特徴です。

● 窒素酸化物(NO_x)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化窒素(NO)

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の形で大気中に存在します。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様です。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。

また、二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。

● TEQ(Toxic Equivalentの略)

それぞれのダイオキシン類の毒性を最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」に換算し足した値のことです。毒性等量のことをいいます。

● DO(溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量のことです。水中の汚濁物質(有機物)が多いと酸化するために酸素を消費します。限界を超えて溶存酸素が減少すると魚介類は窒息します。

● 低公害車

従来のガソリン自動車やディーゼルエンジン自動車に比べて、大気汚染の一因であるNO_x(窒素酸化物)や、PM(粒子状物質)等の排出を大幅に抑制した自動車のことをいいます。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車などがあります。また、これ以外であっても、国から低排出ガス車として認定を受けているものや九都県市指定低公害車として指定を受けているものがあります。

● テトラクロロエチレン

無色透明の水より重い液体で、水に溶けにくく揮発性があります。不燃性で、主に脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、香料等に用いられています。蒸気を吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こります。また、肝臓や腎臓に障害を起こすこともあります。

● トリクロロエチレン

無色透明の水より重い液体で、水に溶けにくく揮発性があります。主に、脱脂洗浄剤や溶剤等に用いられています。蒸気を吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こります。また、肝臓や腎臓に障害を起こすこともあります。

● 鉛(Pb)

蒼白色の軟らかく重い金属です。多量に体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、嘔吐、下痢の症状等が現れます。激的な胃腸炎等により死亡することもあります。少量の鉛が長期にわたって体内に入ると、食欲不振、便秘、頭痛、全身倦怠、貧血、視力障害等が起こります。鉛の体内蓄積は、毎日0.5mg以上吸収されると起こるとされています。

● 二酸化硫黄(SO₂)

石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になるといわれています。

● ノルマルヘキサン抽出物質

通常「油分」といわれており、鉱油及び植物油等の油分量を表す指標として用いられます。

● ばい煙

一般的には燃焼により発生したガス状の黒煙をいいますが、大気汚染防止法では汚染物質と排出基準を設定しています。

● 微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊している2.5μm以下の粒子のことをいい、燃料の燃焼などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、排出されたものが大気中で生成した有機炭素粒子などの二次粒子がある。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

● PRTR制度

Pollutant Release and Transfer Register(化学物質排出移動量届出制度)の略称であり、化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計して公表する制度となっています。

● BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の微生物により有機物が酸化・分解されるときに消費される酸素の量を mg/lで表示したもので、BOD値が大きいほど水中の汚濁物質(有機物)が多く、水中の汚濁度が高いことを示しています。

● PCB(ポリ塩化ビフェニル)

無色液状(塩素化の程度により結晶状になる)、不燃性の物質です。化学的に極めて安定度が高く分解されにくいことが知られています。油によく溶ける物質で「カネミ油症事件」で一躍有名になりました。人体にとって危険度が高く、体内に入ると極めて分解、排出されにくく蓄積性の高い物質であることがわかっています。自然界で、生物濃縮を起こし有毒を發揮することがわかり、現在は研究用など一部の例外を除き使用中止となっています。

● ppm(part(s) per million の略)

容量比や重量比を表す単位で、1ppmとは、空気1m³中に物質が1cm³含まれる場合で、100万分の1のことをいいます。

● 砒素(As)

砒素は、毒性が強く、農薬として殺虫剤、殺鼠剤等に使用されています。また、植物の生長障害も起こします。多量に摂取されると、知覚障害、嘔吐、腹痛、肝臓肥大、肝硬変等の症状を起こし、循環器障害で死に至る場合もあります。

● 富栄養化

閉鎖性水域等において、植物プランクトン等が生育する上で、必要となる栄養塩類(窒素、磷等)濃度が増加する現象をいいます。湖沼における水の華や海域における赤潮の引き金となります。

● フェノール類

フェノール(石灰酸)及び各種のフェノール化合物をいいます。主に、石炭ガス工場、製薬工場、合成樹脂工場等の化学工場や病院排水等に混入しています。フェノール類が一定濃度以上になると悪臭が発生し、特に塩素が存在すると、これと反応して強い悪臭を生じます。

● フッ素(F)

主な鉱石はホタル石、永晶石、フッ素リン灰石です。フッ素化合物は、アルミニウム電解、タイル、ガラス繊維、半導体などの製造などに使用されています。急性毒性として、神経痛、甲状腺障害等があり、慢性毒性では斑状歯の発生があります。

● 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している10μm以下の粒子のことをいい、工場や自動車から排出され、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

● 閉鎖性水域

湖沼、内湾のような、水の入れかわりが少ない水域のことをいいます。

● Beck-Tsuda法

Beck (1955) により提案された方法で、津田(1961)や福島(1968)により採集のための注意点等について補足されました。生物指数により河川の水質階級を表します。

● pH(水素イオン濃度指数)

酸性、アルカリ性を示す指標で、pH7.0が中性、これより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性です。河川の表流水の場合は、通常 pH6~7付近です。

● ベンゼン

水より軽い無色の液体です。染料、溶剤の他、多様な製品の合成原料として使われています。引火しやすく、蒸気を吸引すると血液障害等の中毒症状を起こすことがあるので、取扱いには注意が必要です。

● ほう素(B)

黒色の硬い固体で、自然界にも遊離ほう酸又は塩の形で広く分布しています。住宅用の断熱材、液晶ディスプレイなどの特殊ガラスの製造、陶磁器のうわ薬などに使われます。

高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等が生じ、動物実験ではラットの体重増加抑制等の影響が見られます。

● 有機リン(O-P)

有機リン系化合物は、農薬などに使用されています。このうち「水質汚濁防止法」で健康項目として取り上げている対象は、農薬のうちでも特定農薬に指定されているパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト、EPNの4種です。これらは浸透力が強く、体内に取り込まれ、頭痛、めまい、手足のしびれなどの症状が現れ、時には死に至る場合もあります。

● 優占種法

Fjordingstad (1964) により提案された方法で、最も出現頻度の高い種にもとづいて、その種が示す水質階級をもってその調査河川の水質階級とします。

第3節 騒音・振動

● 振動レベル

振動加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位はデシベル(dB)を用います。

● 騒音レベル

耳の感覚を計器の回路(騒音感覚補正回路、A特性)として組み込んだ騒音計で測った値を用います。単位はデシベル(dB)を用います。

第4節 清掃

● あわせ産廃

一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物のことをいいます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、市町村は単独または共同で一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理できるとされていますが、これは、紙く

ず、木くず等のように市町村のごみ焼却施設で家庭系の一般廃棄物と混合焼却することができるものまたはそのまま埋立地に運んで一般廃棄物と一緒に埋め立てることのできる産業廃棄物について市町村が取り扱うことを認めたものです。

● EM堆肥化

有効微生物群(通称EM菌)を利用した生ごみの堆肥化のことをいいます。

● 一般廃棄物

地域住民の日常生活から排出されるごみやし尿と事業活動から排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。

● 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のことをいいます。

● カレット

ガラスびんをこなごなに砕いたかけらのことです。新しいガラスびんをつくる原料になります。

● 感染性廃棄物

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。具体的には、医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるものをいいます。

● コンポスト化

刈った芝や落ち葉、台所の生ごみなど有機的に分解可能なごみを温度や水分などを調節した人工的な方法で短時間に分解し、堆肥(コンポスト)を作るごみ処理方式をコンポスト化といます。

● 最終処分

廃棄物を埋立処分、海洋投入処分又は再生することをいいます。

● 酸化処理方式

汚水に空気を入れて攪拌することにより自然に微生物が繁殖し、微生物が汚水中の有機物を食べて水をきれいにする処理方式のことです。

● 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、質的・量的にみて従来の市町村の清掃活動では適正に処理することが困難と考えられる20種類の廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「同施行令」で定められています。

● 湿式酸化処理方式

汚水と空気を密閉圧力容器に入れて、一定圧力のもとで、一定温度に加熱すると空気中の酸素と汚水中の有機物とが酸化反応(燃焼)を起こし、容器内で有機物は酸化分解して灰とガスになる処理方式のことです。

● 集団回収

再生資源となる紙類(新聞紙、雑がみ(雑誌など)、段ボール、紙パック)、かん、びん、衣類を子供会、PTA、自治会等の団体が各家庭の協力を得て、一定の場所に集め、それを管理し、資源物を取り扱う業者に引き渡すことです。

● 従量制

廃棄物の処理手数料の徴収にあたり、その金額を廃棄物の量(重量、容量、個数など)に応じて算定する制度です。事業活動に伴って生じる廃棄物または不定期に発生する廃棄物のように発生量が比較的多く、排出源の人員構成にその量が比例しない場合であって、その廃棄物の計量が困難でないときに採用される方法です。

● 焼却残渣(ざんさ)

焼却灰及び落じん、ガス冷却ダスト、各種集じん器ダストなどの飛灰混合体のことです。

● 焼却灰の溶融化

焼却灰を高温で溶かし、急速に冷やすことによって、灰を砂状のスラグにすることをいいます。

● 使用済自動車、解体自動車

両方とも、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)第2条により定義されている用語です。使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

● ステイオンタブ

缶の飲み口を開けると、タブが本体から離れず内側に押し込まれる方式のことです。

● ステーション収集

家庭ごみ等を収集する方式の1つで、各家庭毎に集める各戸収集方式に対して、複数の家庭(発生源)のごみを1箇所(ステーション)にまとめて排出したものを収集する方式のことです。

● 中間処理

収集したごみを最終処分場に埋め立てる前に、燃やしたり、破碎、選別などによって減量化、無害化することです。

● デポジットシステム

空き缶や空きびんの再利用回収を目的として、あらかじめ清涼飲料水等の販売価格に容器代を上乗せしておき、消費者が容器を返却した場合にその容器代を返却するシステムで、容器返却保証金上乗せ制度と呼ばれています。

● トレイ

生鮮食品などの包装運搬に使われる皿型のプラスチック容器のことです。

● トレンチ方式

浄化槽・生活雑排水等の放流水を処理する施設で、土壤浄化方式あるいは土壤浸透方式に用いられる堀割の溝(トレンチ)に散水管、集水管を置いて砂利を充填し、埋め戻しをして、排水処理をする施設をいいます。

● バーゼル条約

平成元年3月、スイスのバーゼルで採択された「有害廃棄物の越境移動とその処分の管理に関する条約」で、日本は平成5年9月18日に第46番目の締約国として同条約に加盟しました。

● 不法投棄

廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた基準に基づき適正に処理することなく、公共用地、私有地、地先海面、下水道、河川、運河、湖、沼、その他公共の水域にみだりに捨てる行為をいいます。

● 分別

ごみ処理を適正かつ効率的に行うためにごみを種類別に分けることをいいます。一般には、ごみの組成や形状によって収集・運搬や処理・処分の方法が異なるために設けられています。

● 分別収集

適正処理のために、または資源回収の目的でごみを分けて集めることです。

● マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名等を記入し、業者から業者へ、産業廃棄物と共にマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認する制度のことです。

● リターナブルびん

繰り返し使用されるガラスびんのことです。具体的には、ビールびん、牛乳びん、1升びんなどのように、洗って繰り返し再使用するびんのことです。

● 硫酸ピッチ

軽油引取税の脱税を目的に、不正軽油を密造する際に発生する産業廃棄物のことです。廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有し、肌に触れるとただれたり、眼に入ると失明するおそれのあるタール状の物質です。眼や粘膜を刺激する人体に有害な亜硫酸ガスを発生します。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において指定有害廃棄物に指定されています。

● ワンウェイびん

一度しか使わない、使い捨てのびんのことです。分別収集によって回収されたワンウェイびんは、色ごとに選別して細かく碎き(カレット)、新しくびんをつくるための原料や建材などとして再利用されます。